

 社会医療法人 友愛会

介護老人保健施設 友愛園

入所 利用ご案内



〒901-0243

沖縄県豊見城市字上田 25 番地

TEL (098)856-4707

FAX (098)850-8024

## 介護老人保健施設 友愛園入所利用約款

### (約款の目的)

第1条 介護老人保健施設友愛園（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

### (適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設利用同意書を当施設に提出した日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

### (身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額70万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
  - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

### (利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保険施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保険施設サービスの対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することができます。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の21日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

〈支払い方法〉

- ・口座自動引落・・・[委託先]おきぎんエス・ピー・オーと契約後に引き落とし開始  
※但し、残高不足等で引落不可となった場合の再振替手数料(110円)は自己負担
- ・銀行振込・・・当施設指定の振込先口座へ振り込み(振込手数料は自己負担)

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保険施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。(診療録については、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保険サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。受け付けました要望又は苦情は、苦情処理委員会において検討され、数日中に結果を開示いたします。

(投函箱として「ご意見箱」を1階玄関口、掲示場所として1階掲示板に開示致します。)

- \* 友愛園苦情責任者： 友愛園事務長  
苦情担当窓口： 支援相談員、ケアマネージャー  
電話番号： 856-4707  
受付時間： 月曜日～土曜日（祝祭日を除く）午前9時～午後5時まで
  
- \* 当施設内の苦情受付の他に、行政機関の苦情窓口へ直接、相談することもできます。  
沖縄県国民健康保険団体連合会〈苦情窓口〉 担当窓口：介護苦情相談室  
電話番号：860-9026  
住所：那覇市西3丁目14番地18号（国保会館）  
受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）午前8時30分～午後5時まで

（賠償責任）

- 第13条 介護保険施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

- 第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

## 介護老人保健施設友愛園入所利用のご案内

(令和7年5月1日現在)

名称 社会医療法人友愛会 介護老人保健施設友愛園  
所在地 沖縄県豊見城市字上田 25 番地  
開設 平成3年2月15日  
開設者 比嘉国基  
管理者 新城哲治  
介護保険指定番号 4751380033

### 【協力医療機関】

名称 社会医療法人友愛会 豊見城中央病院  
住所 沖縄県豊見城市字上田 25 番地

名称 社会医療法人友愛会 友愛医療センター  
住所 沖縄県豊見城市字与根 50 番地 5

### 【協力歯科医療機関】

名称 社会医療法人友愛会 豊見城中央病院  
住所 沖縄県豊見城市字上田 25 番地

名称 医療法人芽依美会 浦西にこにこ歯科  
住所 沖縄県浦添市当山 2 丁目 9-3

### 【介護老人保健施設の目的】

当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供することを目的とする。

### 【介護老人保健施設友愛園の運営方針】

- 1 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 当施設は、介護保険施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

### 【施設の職員体制】

（従業者の職種、員数）

当施設の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる

- |      |                   |       |
|------|-------------------|-------|
| (1)  | 管理者               | 1人    |
| (2)  | 医師                | 1人以上  |
| (3)  | 薬剤師               | 1人以上  |
| (4)  | 看護師               | 10人以上 |
| (5)  | 介護職員              | 24人以上 |
| (6)  | 支援相談員             | 1人以上  |
| (7)  | 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 |       |
|      | ・理学療法士            | 1人以上  |
|      | ・作業療法士            | 1人以上  |
|      | ・言語聴覚士            | 1人以上  |
| (8)  | 栄養士又は管理栄養士        |       |
|      | ・管理栄養士            | 1人以上  |
| (9)  | 介護支援専門員           | 1人以上  |
| (10) | 事務員               | 2人以上  |

（従業者の職務内容）

当施設職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者は介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図る他、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 介護支援相談員は、利用者の施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務員は受付、会計、請求業務を適切に行い、その管理を行う。利用者等の事務管理全般に関することをを行う。

## 【 入 所 定 員 】

100人（短期入所療養介護の人数を含みます）

## 【 施 設 環 境 】

当施設では、明るく家庭的な雰囲気の中で安心してお過ごしいただけるよう常に、利用される皆様の立場に立って、環境整備、運営をさせていただきます。

### 【 1階フロア】

- 事務所（会計・案内窓口）
- 面談室
- 来客者トイレ
- 会議室（面談室）
- リネン庫
- 職員更衣室

### 【 2階フロア 通所リハビリテーション（定員85名）】

- 通所リハビリテーションルーム
- 機能訓練室（パワーリハビリ器機、物理療法器機）
- 身障用トイレ（2カ所）
- サービスステーション
- 浴室
- 利用者専用トイレ（男女）

### 【 3階フロア 入 所（定員32名）】

- 居室（4人部屋 7室）
- 食堂
- 浴室
- 理容室
- 身障用トイレ（1カ所）
- サービスステーション／スタッフルーム
- 居室（2人部屋 2室）
- 談話室兼レクリエーションルーム
- 特殊浴槽室
- 診察室（施設長室）
- 利用者専用トイレ（男女）
- リネン庫

### 【 4階フロア 入 所（定員34名）】

- 居室（4人部屋 7室）
- 食堂
- シャワールーム
- 利用者専用トイレ（男女）
- サービスステーション
- 居室（2人部屋 3室）
- 談話室兼レクリエーションルーム
- 身障用トイレ（1カ所）
- リネン庫

### 【 5階フロア 入 所（定員34名）】

- 居室（4人部屋 7室）
- 食堂
- シャワールーム
- 利用者専用トイレ（男女）
- サービスステーション
- 居室（2人部屋 3室）
- 談話室兼レクリエーションルーム
- 身障用トイレ（1カ所）
- リネン庫

### 【 6階フロア 】

- 機能訓練室
- ふれ合い広場（利用者様と家族様の面会ルーム）
- 面談室（カンファレンスルーム）
- 職員休憩室
- 倉庫
- リハビリスタッフルーム
- 相談員室
- ボランティア室
- 利用者専用トイレ（男女）

## 【施設サービスの概要】

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば在宅復帰ができる状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されます。その際、利用者・ご家族の希望を十分に取り入れた計画内容とします。また、施設サービス計画の内容および実施について同意を頂くこととなります。

### 施設サービス計画の原案の作成等は

当施設の介護支援専門員が、施設サービス計画の原案を作成します。利用者の希望及びアセスメント（日常生活活動等の評価）の結果による専門的な見地並びに当施設の医師の治療方針に基づき、利用者のご家族の希望を勘案した上で、実現可能な計画を作成します。

また、利用者及びご家族の生活に対する意向及び総合的な支援の方針並びに生活全般の解決すべき課題に加え、各種サービス（医療、リハビリテーション、看護、介護、食事等）に係わる目標を具体的に設定します。長期・短期目標の達成等に対する評価を定期的に行いますので、利用者及びご家族の参加協力をお願いいたします。

### 介護老人保健施設での日常的な医療は 「特定健診・ガン健診は含まない」

介護老人保健施設では、常勤医師と看護職員の配置がされています。施設の医師が常に利用者の病状や心身の状態の把握に努めます。特に診療に当たっては、的確な診断を基とし、利用者に対して必要な検査、投薬、処置等を妥当適切に行います。

- 1) 定期的な診察を行います。
  - 2) 適宜診察を行いますので、看護職員へお申し付け下さい。
  - 3) 当施設では行うことができない処置（透析）や手術、病状が著しく変化した場合は、協力病院「豊見城中央病院・友愛医療センター」または、他の医療機関での治療・入院となります。
- ※ 当施設において必要な医療を提供することが困難な場合を除き、不必要に施設利用者のために往診を求め、又は施設利用者を病院若しくは診療所に通院させてはならないことになっています。（国の定める運営基準に準ずる）

### 口腔ケア

口の中の状態を常に清潔に保ち、感染や誤嚥性肺炎等の発症を予防する他、食事を口から食べることを維持させ、生活・生命の質の向上や心身の健康維持に努めています。

### 訪問歯科診療

にこにこ歯科医師及び歯科衛生士が当施設を訪問し、職員と共同して利用者の口腔ケアを実施します。利用者が訪問歯科診療を受ける場合は、当施設の医師による事前の状況確認と許可の下、にこにこ歯科と利用者との間で契約をして頂きます。訪問歯科診療については、一部を除き医療保険が適応されます。その際の1割～3割負担及び保険適応外材料費については利用者の負担とします。

### 機能訓練

利用者の心身の機能、維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを計画的に行います。当施設では、生活リハビリテーション（日常生活の動作訓練）を基本に、体操、レクリエーション、諸活動を提供します。

## レクリエーション行事

当施設では、レクリエーションや行事等を行うように努める他、常に利用者のご家族との連携を図るとともに利用者とそのご家族との交流などの機会を設けるように努めます。  
(秋まつり、敬老会、忘年会など、ボランティア活動による踊りや歌などの鑑賞会、その他)

## 諸活動

当施設では、利用者の身体能力に合わせ手工芸、歌会、園芸、生け花、ミニドライブなどの趣味・生き甲斐作りに取り組んでいます。

## 食事

- 1) お食事は、管理栄養士による管理を行っています。
- 2) 利用者の病状および嗜好、栄養を考慮し、適した温度で定時に提供いたします。
- 3) お食事時間は、〔朝食：8時 昼食：12時 夕食：18時〕です。
- 4) お食事場所は、〔各フロアの食堂〕にてお摂りいただいています。  
※施設から提供される「食事」以外の飲食物の摂取は、看護介護職員へ申し出て下さい。  
※食物アレルギーや摂取できない食物のある方は、事前にご相談ください。  
※お茶または白湯の給湯は、定時にいきますが、必要に応じて職員へ申し付けください。

## 排泄

- 1) 自立排泄、時間排泄、おむつ使用について、利用者様の状態にあわせて排泄行為がスムーズに行えるようにお手伝いいたします。また、定時排泄の介助以外にコール等による介助を随時行います。  
※おむつ使用者・排泄介助者に対して随時、陰洗を行っています。  
※施設利用中に使用される「おむつ」は、施設の負担となっています。

## シャワー浴・清拭

- 1) シャワー浴は、月曜日から土曜日まで各フロアに分かれ、毎日行われています。
- 2) 利用者お一人のシャワー浴回数は、週2回です。ただし、利用者の心身状態にあわせて回数異なります。
- 3) 心身の状態によりシャワー浴のできなかつた場合は、清拭等を行います。
- 4) 心身の状態に応じてストレッチャーなどの介護機器を使用いたします。

## 寝具等の交換・害虫駆除

- 1) シーツ・枕カバー、マットレスなどの交換は、週1回および汚れた場合は随時、取り替えます。
- 2) 布団、ベッド周りのカーテン、窓側カーテンは定期的にクリーニング、消毒をいたします。
- 3) 環境衛生として年1回（6月）に害虫駆除及び年2回（6月、11月）にベッド清掃を致します。

## 褥創対策等

- 1) 利用者様に対して良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥創が発生しないような適切な看護、介護に努めます。
- 2) 褥創の発生防止するための体制を整備することを目的に、褥創対策指針を定めています。

## 衛生管理・感染予防

- 1) 利用者様の使用する施設、食器その他の整備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療用具の管理を適正に行います。
- 2) 感染が発生し又はまん延しないように、感染症および食中毒の予防及びまん延防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。
- 3) 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行います。

## 登録特定行為事業者とは

当施設は、医療行為である利用者のたん吸引・警官栄養といった行為を、「認定特定行為業務従事者認定」を有する介護職員（以下、「認定介護職員」という）が利用者に対して行うことが認められるとして、県に登録されている施設です。

認定介護職員は、医師・看護職員と綿密な連携を図りながら、利用者の心身の特性や環境などを踏まえ、「たん吸引等サービス計画書」を作成し、たん吸引・警官栄養等行為を実施します。なお、実施前に、必ず利用者及び身元引受人の同意を得ることとします。

## 身体拘束の禁止

当施設は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがあるなど緊急やむを得ない場合は身体拘束適正化委員会にて判断し、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。なお、身体拘束を行う場合は、ご家族からの予めの同意を得た上で行うこととします。

## 【施設利用の介護保険サービス費及び保険外の利用料金

利 用 料 金 . . . . . 別紙1 「料金表」参照

## 特別な食材料費負担額

利用者の個人的な嗜好や希望により、他の利用者様とは別に提供された飲食物材料に係る費用です。（利用者様と施設との合意の上で提供いたします。）

※ 特別な食材料費は、その材料価格に相当する金額を**実費負担**いただいています。

居住費 . . . . . 別紙1 「料金表」参照

## 洗 濯

- 1) 基本的に、ご家族による洗濯をお願いしております。（週2回程度）
- 2) コインランドリーは、4階フロアに設置しています。\* ご利用ください。
- 3) ご家族やコインランドリーでの洗濯のできない場合は、業者との直接（個人）契約による洗濯委託ができるように準備させていただいています。

※ 洗濯委託の必要な方は、支援相談員または友愛園事務員へお申し付けください。

※ 洗濯代は、分量等に関係なく実費負担として、月につき**3,850円（税込）**です。

※ 洗濯委託契約書の内容を十分にお読みになってご契約ください。

### 【施設利用の際に守っていただく事項】

#### 1 介護保険被保険者証の確認

住所、要介護度又は認定有効期間の変更がある場合は、介護保険被保険者証の確認をさせていただきます。変更がある場合は、速やかに当事業所へご連絡をお願いいたします。

#### 2 介護保険負担割合証の確認

毎年7月末日頃に、介護負担割合証の確認をさせていただきます。その内容は、被保険者の介護保険自己負担割合を確かめることです。

#### 《面会について》

面会時間は午後2時～午後5時です。面会の時には、「面会者名簿」への記帳をしていただいています。上記以外の面会時間の場合は、支援相談員へご相談ください。

#### 《面会時の飲食物の持ち込み（差し入れ）について》

当施設では、利用者の病状に合わせて食事療法を行っています。病状の悪化、誤嚥による肺炎、窒息予防のため、基本的に差し入れを禁止としております。

食事摂取量が少なく栄養状態に問題がある場合には当施設スタッフよりご連絡させていただきます。その際には、次の事にご配慮頂きたいと思っております。

- もち・団子等喉に詰まりやすい物は控えて下さい（誤嚥の問題）
- ご本人が自己管理できるからと言って、飴玉や黒糖をお部屋に置く事もお断りしていません。（誤嚥の問題）
- 他の利用者に食べ物を配ることもご遠慮下さい（栄養状態の管理）  
利用者の健康維持と安全な衛生管理のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 《外出について》

外出の際は、施設長の許可が必要です。

3階サービスステーションにて、所定用紙「**外出・外泊許可書**」へ記載し、申し出てください。※外出時の注意事項や服薬指導、食事発注等の確認と準備をさせていただきます。

#### 《外出中の病院受診について》

- 1) 外出中は、緊急時を除き医療機関の受診はできません。
- 2) 他の医療機関を受診される場合は、施設医師の許可を受ける必要があります。
- 3) 許可を受けずに受診された場合、他の医療機関での受診に係る費用は、医療保険の適応が一部できません。その医療に係る費用が**全額自己負担**となりますので注意して下さい。
- 4) 外出中に医療機関の受診が発生した場合は、当施設の支援相談員または看護職員までご連絡ください。

#### 《居室の移動について》

- 利用者または他利用者の身状態の変化により、居室を変更することがあります。
- 老健施設整備基準にてベッド数が定められていることからやむを得なく居室変更についてご理解、ご了承ください。

## 《病院受診の付添ご協力について》

施設医師の医学的判断により対診が必要とする場合は、豊見城中央病院等の外来受診を行います。また、緊急時等により、豊見城中央病院救急外来へ搬送した場合には、友愛園の支援相談員、看護職員より利用者の身元引受人者へ速やかに、ご連絡いたします。

※病院受診や緊急時には、ご家族の付き添いが必要となりますのでご協力をお願いいたします。

## 《病院受診の時に必要な事項》

病院受診の日は、豊見城中央病院の会計窓口での医療費に係る一部負担金のお支払いや医療保険被保険者証、前・後期高齢者医療被保険者証の確認を行います。お忘れなくご準備をお願いいたします。

## 《貴重品等の管理について》

当施設では、貴重品（義歯・補聴器・携帯電話・携帯充電器・アクセサリ・化粧品類・腕時計等）について持ち込みに関して特に厳しい制限はしていませんが、施設生活する中で、紛失・破損等の可能性もあることから、下記に関する事を十分にご理解と協力をお願いしたいと思います。

- 金銭の管理（当施設でお金を使用する事はありません。売店等へ行く事は出来ません。お金の貸し借り・紛失による他者とのトラブルを避ける目的で金銭の持ち込みを禁止しています。お金を持ち込む場合の金銭管理は、ご本人・ご家族にてお願いいたします。）
- 携帯電話・充電器（携帯電話の使用は所定の場所で行う事は可能です。管理をご本人・ご家族にてお願いします）
- アクセサリ・腕時計等（基本ご本人にて管理をお願いいたします。ご自身で管理が難しい場合には持ち帰りを依頼する場合があります。その際はご理解の程宜しくお願いいたします）
- 義歯・補聴器（生活する上で必要な物品かと思えます。義歯・補聴器に関して、スタッフで毎日確認を行います。利用者様ご本人が取り扱う場合もあることから紛失・破損の可能性もあります。紛失・破損のあった場合にはスタッフより身元引受人へ連絡を行います。ご来園の際にはご家族も補聴器・義歯等に不備がないか確認のご協力を宜しくお願いいたします。）

※利用者の差し入れ・貴重品等の取扱いについて、ご理解・ご協力を頂ますよう宜しくお願い致します。なお、説明でご不明な点等がありましたら遠慮なくスタッフへお声掛け下さいますよう宜しくお願いいたします。

## 【サービス利用にあたっての禁止事項について】

- 1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- 2) 事業者の職員に対してのパワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- 3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。
- 4) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

## 【非常災害時、緊急時の対策】

### 1 災害時の対応

別途定める「介護老人保健施設友愛園消防管理規程」に沿って対応をいたします。

#### 1. 協力医療機関との協力関係

豊見城中央病院との非常災害時の相互応援を約束しています。また、合同による消防訓練な

どを実施し、非常災害時に備えています。

## 2. 平常時の訓練

別途定める「介護老人保健施設友愛園消防訓練実施計画」に沿って、年2回の昼間および夜間を想定した消防訓練を利用者の方々も参加していただき実施いたします。

## 3. 防災整備

避難階段	避難口（非常口）	防火戸	防火シャッター
屋内消火栓	屋外消火栓	スプリンクラー	自動火災報知機
非常通報警報機	非常警報機	漏電火災警報機	誘導灯及び誘導標識
防火用水	非常電源整備	※カーテン、寝具類は防火製品を使用しています。	

## 4. 消防訓練実施計画報告書

豊見城市消防本部への届出を実施しています。

防火管理者 仲村 兼二

加算料金 . . . . . 別紙1 「料金表」参照

### 【友愛園入所までの手続きは】

申し込みは、当施設の支援相談員へご相談下さい。

ア、友愛園入所のご利用は、ご本人及び身元引受人と施設との直接契約となっております。

イ、申し込み際に必要な書類

- ① 友愛園申込書（当施設の所定用紙です。）
- ② 診療情報提供書（係りつけの医師からの医療等に関する情報提供です。）
- ③ 診断書（必要に応じて検査をしていただく場合もあります。）
- ④ 介護保険被保険者証（要介護状態区分や有効期間等の確認をいたします。）
- ⑤ 介護保険負担割合証（利用者負担の割合や適用期間等の確認をいたします。）

### 支援相談員による面談

友愛園入所申し込み中に、ご利用される方の心身の状態や病歴等の調査をいたしますので、ご協力下さい。訪問調査は、ご自宅や病院へ伺わせて頂くこともありますのでご了承下さい。また面談、調査の記録は、友愛園入所の検討会議以外では使用いたしません。「秘密の保持」を厳守いたします。

### 入所の利用の検討会議

申し込みが済みますと提出していただいた情報を基に「友愛園入所の検討会議」が開かれ、利用の可否が決定されます。その内容につきましては後日、支援相談員よりご連絡いたします。

### 友愛園入所の利用の決定がされた方は

施設入所サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者及びご身元引受人に対し、運営規定の概要、従業員の勤務体制その他、利用者様のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行います。その内容を十分にご理解、ご承諾の上で利用者及び身元引受人の同意を得ることとします。

下記の書類等の提示、提出をお願いいたします。

- ① 友愛園入所利用契約（当施設の所定用紙です。ご承諾の上、記入をお願いいたします。）
- ② 個人情報提供同意書（当施設の所定用紙です。ご承諾の上、記入をお願いいたします。）

- ③介護保険被保険者証（要介護状態区分などをデータ入力いたします。）
- ④介護保険負担減額認定証（お持ちの方は、ご提示をお願い致します。1日分の食費の料金が減額になります。新たに申請される方は認定後事務所窓口へご提示をお願い致します。ご提示がない場合は減額となりません。）

## 個人情報の利用目的 (令和7年5月1日現在)

### 別紙2

介護老人保健施設友愛園では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

#### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

##### 〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - ・入退所等の管理
  - ・会計・経理
  - ・事故等の報告
  - ・当該利用者の介護、医療サービスの向上

##### 〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
  - ・家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
  - ・保険事務の委託
  - ・審査支払機関へのレセプトの提出
  - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

#### 【上記以外の利用目的】

##### 〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ① 当施設の管理運営業務のうち
  - ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - ・当施設において行われる学生の実習への協力
  - ・当施設において行われる事例研究

##### 〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ① 当施設の管理運営業務のうち
  - ・外部監査機関への情報提供

##### 〔法人内の共同利用〕

- ① 継続的かつ包括的な医療・介護サービスを提供できるよう社会医療法人友愛会内で個人情報を利用することがあります。  
社会医療法人友愛会内の施設間で、共同利用する施設
- 1、社会医療法人友愛会 豊見城中央病院通所リハビリテーション
  - 2、社会医療法人友愛会 友愛医療センター

- 3、社会医療法人友愛会 豊見城中央病院附属健康管理センター
- 4、社会医療法人友愛会 豊見城中央病院附属豊崎クリニック
- 5、社会医療法人友愛会 友愛園
- 6、社会医療法人友愛会 訪問看護ステーション
- 7、社会医療法人友愛会 ホームヘルパーステーション友愛
- 8、社会医療法人友愛会 ケアプランセンター豊見城

共同利用する個人情報

- \*カルテ番号 \*氏名 \*生年月日 \*性別 \*保険証の情報 \*本人・ご家族の連絡先情報
- \*診療情報 \*その他同意の上取得する情報